

# 第24回 木曾三川下流部船舶対策協議会

令和4年 2月 9日

国土交通省 中部地方整備局

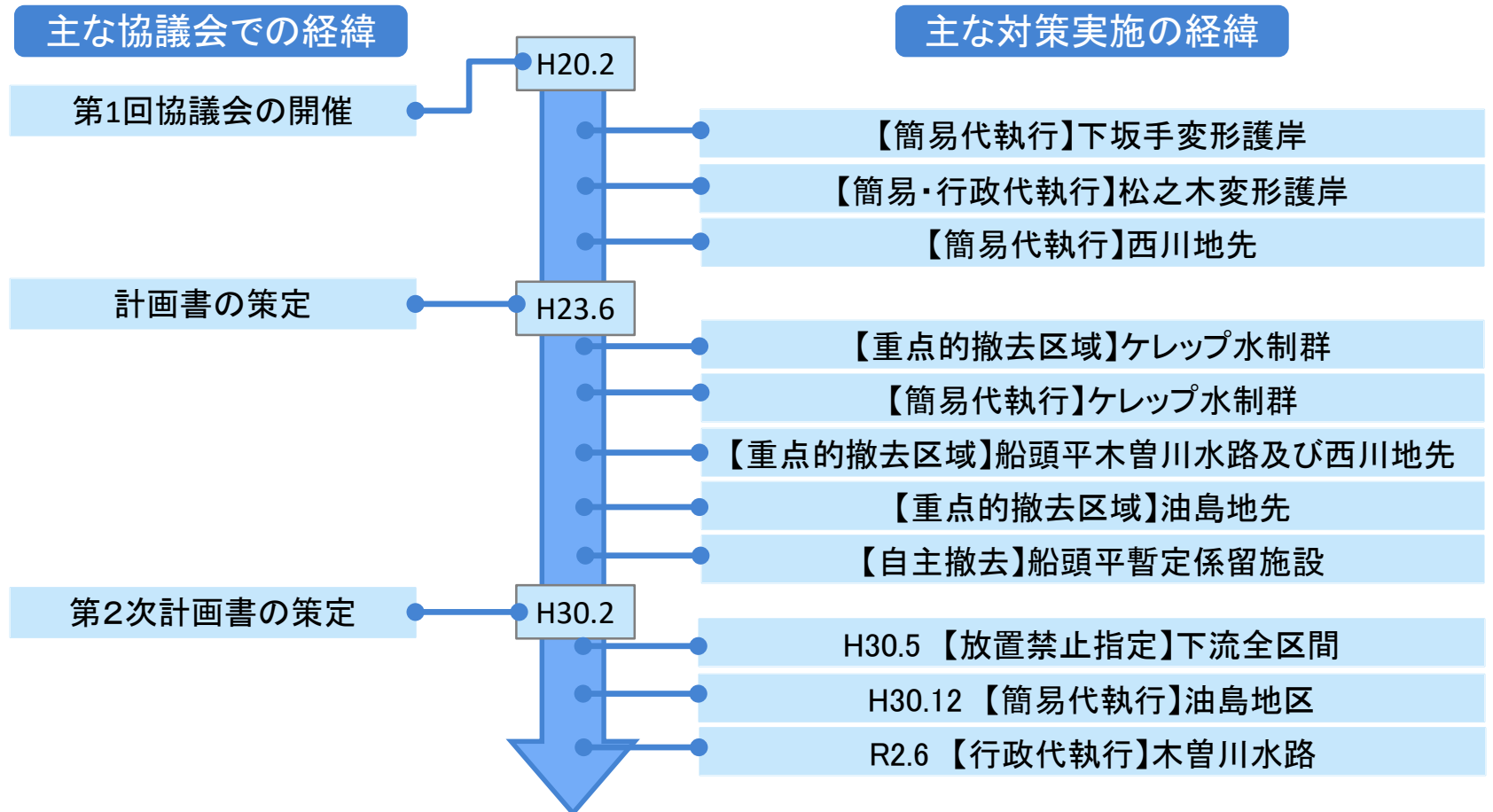
木曾川下流河川事務所

# 議事等

1. 不法係留船対策の経緯
2. 第2次計画の概要
3. 不法係留船の状況
4. 重点的撤去区域における対策  
(海津市海津町油島地先)
5. 重点的撤去区域における対策  
(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路)
6. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸
7. 変形護岸係留許可船舶の適正管理
8. 廃船処理
9. 不法係留船対策のスケジュール

# 1. 不法係留船対策の経緯

木曾三川下流部船舶対策協議会は、木曾三川下流域(木曾川下流河川事務所管内)の不法係留船等の計画的な対策の促進を図るため、平成20年2月15日に発足しました。



## 2. 第2次計画の概要

### Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

#### 1. 全般的事項

- ◆ 以下に示す実施項目は、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行う。
- ◆ 地域住民のさらなる理解向上を図るために広報活動に積極的に取り組む。

#### 2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策

- ◆ 河川法に基づく河川監理員の指示並びに監督処分、及び簡易代執行及び行政代執行を実施し、継続的に監視を行う。
- ◆ 重点的撤去区域を必要性の高い区域から順次設定する。
- ◆ 重点的撤去区域以外の河川区域については、河川監理員の指示を含めて適切な指導を行う。

#### 3. 変形護岸の適正な維持管理

##### (1) 係留許可船舶の適正な管理

- ◆ 許可係留船舶は、漁船及び生業船に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。
- ◆ ナンバープレートの船外貼付を義務づける。
- ◆ 一定期間利用実態がない船舶は、係留許可を取り消す。
- ◆ 係留船舶の権利譲渡や隻数の追加等について定期的に調査・指導・監視する。
- ◆ 出水時等における船舶の避難場所を確実に確保し、避難方法を維持管理計画書に明記する。
- ◆ 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸は、平成34年度までに船舶の移動を完了する。

##### (2) 変形護岸の適正な維持管理

- ◆ 変形護岸内の維持管理は、占用者または利用者により行い、具体的な内容は維持管理計画書に記載する。
- ◆ 整理・集約、占用廃止を進め、必要に応じて締め切り等を実施する。
- ◆ 占用廃止した変形護岸は、適正な管理が実施される場合のみ、新たな水面利用のための占用協議に応じる。
- ◆ 占用目的以外の利用形態となっている変形護岸は、水上バイクの離発着場所などの新たな活用方を検討する。



代執行の実施の様子(左:H22 下坂手変形護岸 右:H23 西川地先)



変形護岸と係留許可船舶の状況

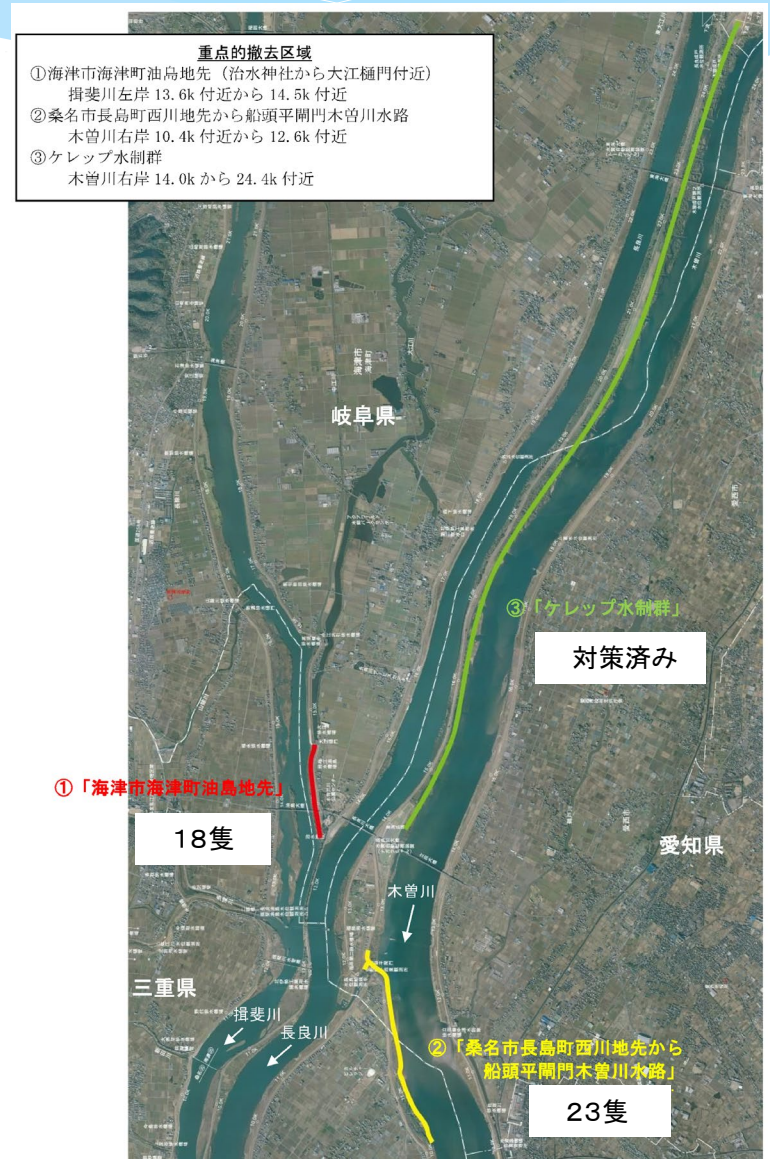
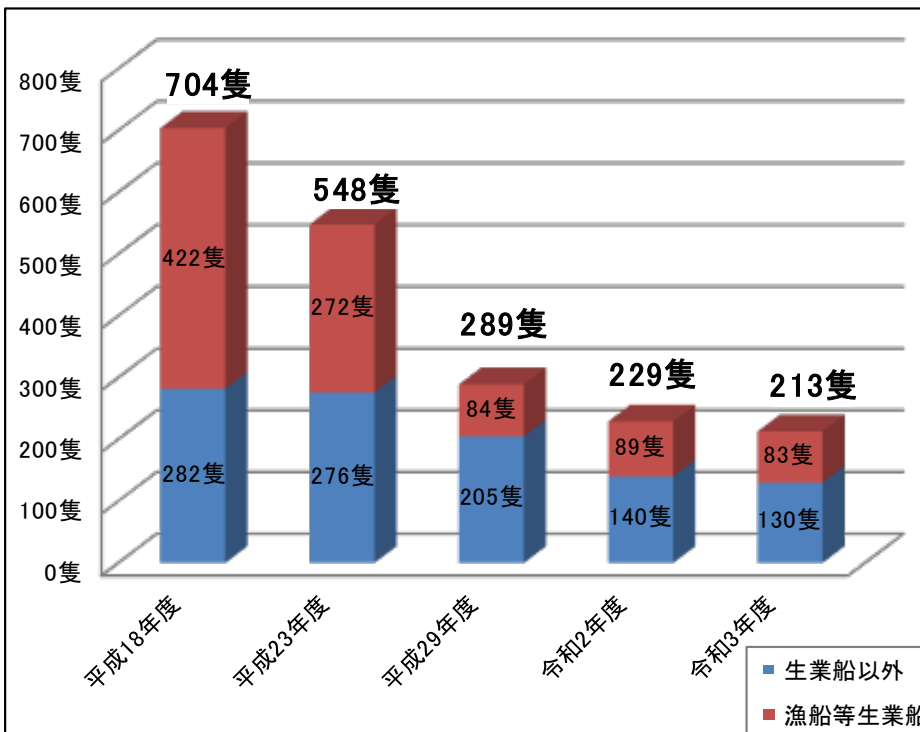


変形護岸の締め切り(下坂手)

# 3. 不法係留船の状況

不法係留船の推移

	平成18年度	平成23年度	平成29年度	令和2年度	令和3年度 (11月末時点)
無許可船舶	704	548	289	229	213
漁船等生業船	422	272	84	89	83
生業船以外	282	276	205	140	130



# 4-1. 重点的撤去区域における対策 (海津市海津町油島地先)

## 1) スケジュール

年度	R3		R4		
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
海津市	移動				
河川管理者	漁船係留地の整備完了 (揖斐川)				
	PB所有者への自主撤去の指導	行政代執行 簡易代執行			



※不法係留船は重点的撤去区域係留船のみ表示

# 4-2. 重点的撤去区域における対策 (海津市海津町油島地先)

## 2) 揖斐川での漁船係留候補地

現在、下記の6箇所において海津市漁協内で係留する船舶を取りまとめ中

①では、国事業が1月に完了

②～④⑥はR元年度に国事業実施済

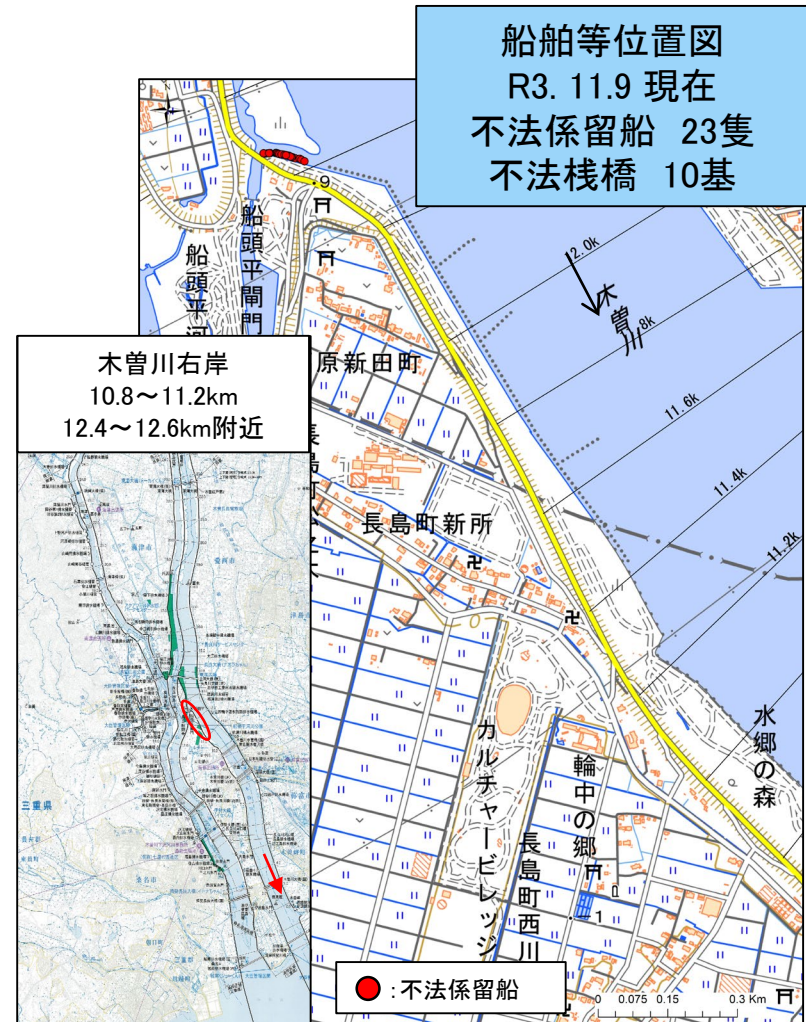


# 5. 重点的撤去区域における対策

(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路)

## 1) スケジュール

年度	R3		R4		
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
桑名市 愛西市					移動
河川管理者	漁船係留地の整備				
	PB所有者への自主撤去の指導				
				行政代執行	



※不法係留船は重点的撤去区域係留船のみ表示



# 6. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸

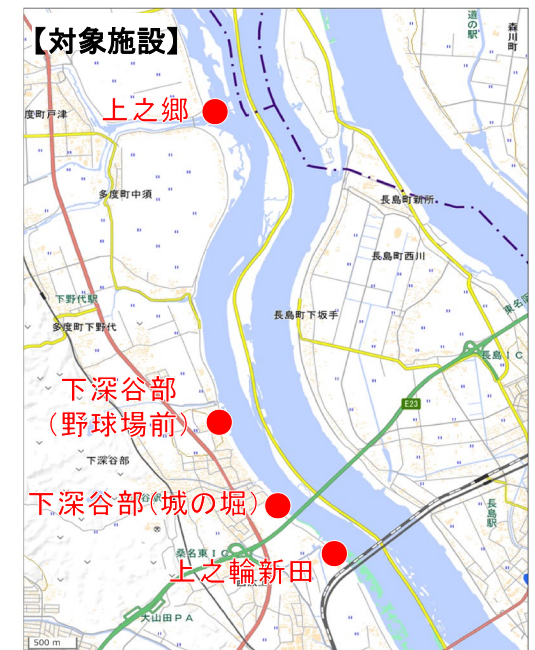
## 1) 概要

河川工事の支障となった船舶の移動先として、国が整備し、桑名市が占用許可を受けて管理を行っている変形護岸。

上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)、上之郷の4箇所  
 プレジャーボートについては係留期間を10年間と定めたものの、現在もそのほとんどは移動が行われず係留が続いているため、第二次計画において、占有者は計画的に是正指導を行い、令和4年度までに移動完了するものとしている。

## 2) 移動完了までのスケジュール

年度	R2	R3	R4
係留船舶調査		→	→
周知看板設置	→		
係留船舶所有者への周知文書発送	→		→
説明会等		→	→
船舶の移動		→ 移動完了	



※桑名市と河川管理者が連携して取り組む

→: 実施済み →: 予定

## 7. 変形護岸係留許可船舶の適正管理

	係留船実態調査表(R3) 及び係留船舶撮影写真	ナンバープレートの 貼付	維持管理計画書への 記載 (避難方法、浚渫な ど)
桑名市	実態調査表提出済み 船舶写真一部提出済み	ナンバープレート一部貼 付済み	記載中
海津市	実態調査表提出済み 船舶写真一部提出済み	ナンバープレート貼付済 み	記載中
愛西市	実態調査表及び船舶写真 提出済み	一部を除きナンバープ レート貼付済み	記載中
木曾岬町	実態調査表及び船舶写真 提出済み	ナンバープレート貼付済 み	記載中

# 8. 廃船処理

管内に放置されている所有者不明の老朽船の処分

放置されている所有者不明の老朽船について  
現地調査

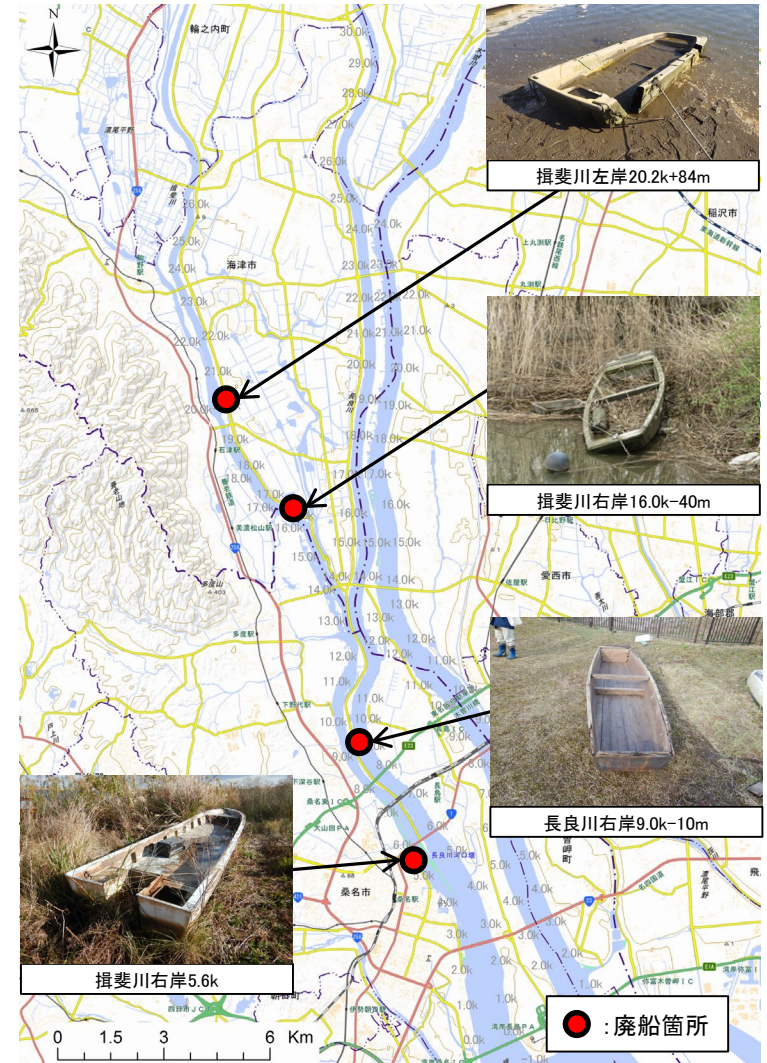
廃船として認定

専門機関へ評価依頼

価値無しの場合は、廃棄物として処理

○今年度中に4隻処理予定

○令和4年度は15隻処理予定



# 9. 不法係留船対策のスケジュール

